

# 公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパスにおける毒物及び劇物取扱規程

平成26年 3月 28日 制定

## (目的)

- 第1条 この規程は、公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス（以下「福浦キャンパス等」という。）において、毒物及び劇物（以下「毒物等」という。）による環境汚染、災害事故等を未然に防止するため、毒物等の取り扱い及び保管管理について必要な事項を定め、実験・実習に携わる教職員、学生、研究者等（以下「教職員等」という。）及び地域住民の健康と安全を守るとともに、周囲の自然環境の破壊を防ぐことを目的とする。
- 2 毒物等の取扱いはこの規程に定めることのほか、公立大学法人横浜市立大学附属病院・福浦キャンパス化学物質環境安全管理規程、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）及び他の関連法令等に定めるところによる。
- 3 福浦キャンパス等において教職員等は、この規程に従って毒物等の取り扱いを行わなければならない。

## (定義)

- 第2条 この規程において、毒物等とは、法第2条に掲げるものとする。

## (管理組織)

- 第3条 毒物等の取り扱い、環境安全管理等に関する事項は、環境管理委員会環境管理部会（以下「部会」という。）で審議する。
- 2 部会員は、部会において必要な事項を審議するほか、各検査室、研究室及び実験室（以下「研究室等」という。）における毒物等を管理する。

## (部会長の責務)

- 第4条 部会長は、毒物等の保健衛生上の危害防止に関し、総括管理者として必要な指示を部会員に与えるとともに、指導及び啓発を図るものとする。

## (部会員の責務)

- 第5条 部会員は、管理責任者として、研究室等で保管・管理する毒物等について、常にその現状を把握し当該毒物等の管理が、この規程及び関係法令の定めるところに従って適正に行われるよう指揮監督するとともに、次に掲げる事項を処理するものとする。
- (1) 毒物等の危害防止に関すること。
  - (2) 毒物等の盗難防止に関すること。
  - (3) 毒物等の保管・管理施設及び設備の維持及び管理に関すること。
  - (4) 毒物等の現状の把握に関すること。

- (5) 毒物等受払簿の記帳に関する事。
- (6) その他毒物等の管理に係る措置に関する事。

(保管方法等)

第6条 毒物等を保管・管理するときは、鍵を備えた金属製等の堅固な保管庫に格納しなければならない。

- 2 前項の保管庫には他の薬品等は保管してはならない。
- 3 保管庫及び研究室等は盗難防止のため、使用時以外は施錠しておかなければならない。
- 4 保管庫には、転倒防止措置を講じるものとする。
- 5 保管庫内には、仕切り、トレー等により、容器の倒壊、薬品の飛散、漏れ、流出又はしみ出し等の防止の措置を講じるものとする。
- 6 部会員は、保管庫の鍵の保管・管理をするものとする。
- 7 部会員は、保管庫並びに容器及び被包に、毒物には赤地に白色で「毒物」と及び劇物には白地に赤色で「劇物」と表示しなければならない。
- 8 部会員は毒物等受払簿（様式第1号）を備え、毒物等の取得又は廃棄等により数量に異動のあった都度必要事項を記入しなければならない。
- 9 部会員は毒物等使用簿（様式第2号）を備え、毒物等の使用により数量に異動のあった都度必要事項を記入しなければならない。
- 10 部会員は、長期間保存されている毒物等で今後も使用する見込みがないものについては、関係法令に従い速やかに廃棄の処置をとるものとする。
- 11 部会員は、自ら又は所属の教職員に、年1回以上毒物等の保管・管理状況の点検を行わなければならない。
- 12 部会員は、前項の点検が終了したときには、速やかに毒物等点検結果報告書（様式第3号）により部会長に報告しなければならない。

(事故の処理)

第7条 教職員等は、毒物等の盗難若しくは紛失又は保管・管理施設若しくは設備の破損、損壊の異常が認められるときは、直ちに部会員に報告しなければならない。

- 2 部会員は、前項の報告を受けたときは、適宜適切な処置をとるとともに、速やかに副部会長に報告し、さらに副部会長は部会長に報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、毒物及び劇物取扱の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年 3月 28日から施行する。



様式第2号（第6条関係）

毒物等使用簿

研究室名 \_\_\_\_\_

部会員名 \_\_\_\_\_

区 分 毒物・劇物

品 名 \_\_\_\_\_

単位 \_\_\_\_\_

年月日	使用数量	現在量	使用者	使用目的	部会員 確認印

- (注) 1 使用数量は1本等の容器単位とせずに、g、ml等の単位で行うこと。  
2 区分欄は、該当するものを○で囲むこと。

